

業務委託契約書

収入
印紙

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名

印

受注者 住所
氏名

印

長野県道路公社（以下、「発注者」という。）と、
「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。 （以下、

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

- 第2条 委託する業務は、次のとおりとする。
(1) 業務名 令和 年度 松本トンネル有料道路 環境整備（植栽管理）業務
(2) 業務箇所 松本市稲倉～島内
(3) 業務内容 植栽管理一式
(4) 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（委託料）

- 第3条 委託料は、作業項目ごとの単価契約とし、その単価は「別表」のとおりとする。
ただし、作業等の維持運営に要する経費及び写真費等の一切を含むものとする。
2 作業項目ごとの委託料の精算は、同月の作業延べ時間数を基礎とし、1時間未満の端数がある場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

（契約保証金）

- 第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付を免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しないときは、これに相当する金額を違約金として、発注者に納付しなければならない。

(業務の実施)

第 5 条 受注者はこの契約書によるほか、別紙「特記仕様書」に基づき、委託業務を誠実に遂行するものとする。

(委託料の支払)

第 6 条 受注者は、毎月 10 日までに、前月に実施した作業内容を、別紙の「環境整備（植栽管理）日誌」に記載して、完了届、写真とともに発注者に提出するものとし、発注者の行う検査に合格したときは、請求書を発注者に提出するものとする。請求金額に 1 円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた金額を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から前項に規定する適法な請求書の提出があったときは、これを受理した日から起算して 30 日以内に、当該委託料を受注者に支払うものとする。

(業務の監督)

第 7 条 受注者は発注者の指定した監督員の指示に従わなければならない。

(現場代理人等)

第 8 条 受注者は、現場代理人及び現場における作業遂行上の管理と安全管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって受注者に通知しなければならない。

2 現場代理人はこの契約の履行に関し、作業現場に駐在してその運営・取締を行うほか、作業上の一切の事項を処理しなければならない。

3 現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

(損害の負担)

第 9 条 委託業務の作業中に生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が受注者の責めに帰することができない場合は、発注者と受注者とが協議の上、負担額を定めるものとする。

(契約内容の変更)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第 1 項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 11 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、速やかな業務の遂行が行われなとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 11 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法198条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 12 条 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 6 条 2 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.8%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、第 11 条及び前条の規程により契約が解除されたときは、第 4 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、第 4 条の規程により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 受注者は、第 2 項の場合において、発注者の受けた損害が違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予定)

第 13 条 受注者は、第 11 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 14 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 15 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約条項の解釈に関して疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、これを解決するものとする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別 表

(単位:円)

作業項目名	単位	契約単価 (税抜き)	備 考
高木剪定	時間		
低木剪定	時間		
低木移植	時間		
高木補植	時間		
低木補植	時間		
施肥(1)	時間		
施肥(2)	時間		
剪定枝収集運搬	時間		
灌 水	時間		
薬剤散布	時間		
その他作業(1)	時間		
その他作業(2)	時間		
剪定枝処分	kg		